

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年5月31日(2023.5.31)

【公開番号】特開2022-25776(P2022-25776A)

【公開日】令和4年2月10日(2022.2.10)

【年通号数】公開公報(特許)2022-025

【出願番号】特願2020-128851(P2020-128851)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和5年5月23日(2023.5.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

遊技者による操作の受付けが許容されているとき、その操作対象を摸した摸画像表示を表示可能な摸画像表示手段と

を備え、

遊技者による操作の受付けがなされると、該受付けに応じた受付後表示が表示されうる遊技機であって、

前記受付後表示は、第1の受付後表示及び第2の受付後表示を含む複数の受付後表示のいずれかで表示可能とされ、

前記受付後表示が前記第1の受付後表示として表示される場合は、該第1の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該第1の受付後表示が非表示の状態にされうるが、前記受付後表示が前記第2の受付後表示として表示される場合は、該第2の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立しても、該特定条件が成立したことを契機として該第2の受付後表示が非表示の状態にされないようになっており、

前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、特定の演出表示が表示可能であり、前記受付後表示が非表示の状態にされており且つ前記特定の演出表示が表示されているなかで、前記受付後表示が表示される契機となつた操作と同じ操作を再び行うと受付けがなされてこれを契機とした前記受付後表示が新たに表示されうるが、該受付後表示が表示されている間に前記特定条件が再び成立したとしてもこれを契機として該受付後表示が非表示の状態にされない場合が少なくともあるようになっており、

さらに、

前記第1の受付後表示に関しての操作の受付けが許容される状態においては、該操作の対象を摸した摸画像表示が表示可能とされており、

前記第1の受付後表示に関しての操作の受付けが許容される状態において、前記第1の受付後表示に関しての操作の受付けがなされておらず前記第1の受付後表示が表示されて

30

40

50

いないなかで前記特定条件が成立したときには、該特定条件が成立したことを契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣の低下が懸念される。

10

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

遊技者による操作の受付けが許容されているとき、その操作対象を摸した摸画像表示を表示可能な摸画像表示手段と

を備え、

遊技者による操作の受付けがなされると、該受付けに応じた受付後表示が表示されうる遊技機であって、

前記受付後表示は、第1の受付後表示及び第2の受付後表示を含む複数の受付後表示のいずれかで表示可能とされ、

前記受付後表示が前記第1の受付後表示として表示される場合は、該第1の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該第1の受付後表示が非表示の状態にされうるが、前記受付後表示が前記第2の受付後表示として表示される場合は、該第2の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立しても、該特定条件が成立したことを契機として該第2の受付後表示が非表示の状態にされないようになっており、

前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、特定の演出表示が表示可能であり、前記受付後表示が非表示の状態にされており且つ前記特定の演出表示が表示されているなかで、前記受付後表示が表示される契機となつた操作と同じ操作を再び行うと受付けがなされてこれを契機とした前記受付後表示が新たに表示されうるが、該受付後表示が表示されている間に前記特定条件が再び成立したとしてもこれを契機として該受付後表示が非表示の状態にされない場合が少なくともあるようになっており、

さらに、

40

前記第1の受付後表示に関しての操作の受付けが許容される状態においては、該操作の対象を摸した摸画像表示が表示可能とされており、

前記第1の受付後表示に関しての操作の受付けが許容される状態において、前記第1の受付後表示に関しての操作の受付けがなされておらず前記第1の受付後表示が表示されないなかで前記特定条件が成立したときには、該特定条件が成立したことを契機として前記摸画像表示が非表示の状態にされる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

50

【補正方法】削除  
【補正の内容】

10

20

30

40

50